

申告は正しく早めに 済ませましょう

個人所得のある人は、1月から12月までの1年間の所得総額と税額を計算して申告しなければなりません。今年の確定申告の受付日程は下の表のとおり2月16日(月)から3月16日(月)までですので、この期間内に申告をしてください。この期間中、町では各地区に出向いて申告を受け付けますので、気軽に相談してください。

確定申告納税相談の日程・会場				
月	日	曜日	会 場	時 間
2	16	月	役 場 大 会 議 室	9:00~16:00
	17	火		9:00~19:00
	18	水		9:00~16:00
	19	木		
	20	金		
	23	月	上尾幌コミュニティセンター	9:00~16:00
	24	火		
3	25	水	上尾幌コミュニティセンター	9:30~15:00
	26	木	尾幌酪農ふれあい館	10:00~14:00
	27	金	松葉地区集会所	9:30~16:00
	2	月	役 場 大 会 議 室	9:00~16:00
	3	火		9:00~19:00
	4	水		9:00~16:00
	5	木		
	6	金		
	9	月		9:00~19:00
	10	火		
	11	水		9:00~16:00
	12	木		
	13	金		
	16	月		

【注意してください】

2月25日(水)から27日(金)までは申告会場を移動するため、役場では申告を受け付けていません。日程を確認し、期間内に申告・相談するようお願いいたします。

また、会場が役場大会議室の時は、火曜日以外は16時まで、火曜日が19時までですのでご注意ください。

●問い合わせ／町民税係 ☎内線135、139、
釧路税務署 ☎0154-315100

わしてください。

確定申告の詳しい内容は、税財政課町民税係または釧路税務署までお問い合わせください。

所得税の申告の対象とならない人も町道民税・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の算定のための申告をしなければなりません。

町道民税などの申告も忘れずに

平成25年から平成49年までの各年分については、復興特別所得税を所得税と併せて申告・納付することとされています。(給与・年金等の収入については、源泉所得税の徴収の際に復興特別所得税が併せて徴収されています)

復興特別所得税について

たときに、一定の要件に該当する場合は居住した年から所得税が軽減されます。
▼医療費控除／本人や家族が支払った医療費から保険などの補てん金額を差し引いた金額が、10万円または総所得金額等の合計額5%のうち、どちらか少ない金額を超えた金額が所得から控除されて所得税が軽減されます。
▼雑損控除／地震、火災、風水害などの災害や盗難などにより住宅や家財、現金などに損害を受けた場合や、災害に関連してやむを得ない支出をした場合に所得税が軽減されます。

必要な書類などの確認を

▼収入や経費の内訳がわかる書類(現金出納帳、売上台帳、固定資産台帳、諸経費の領収書など)

▼源泉徴収票

▼生命保険料・介護医療保険料・個人年金保険料・国民年金保険料・地震保険料(旧長期損害保険料)等の控除証明書

▼国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・任意継続社会保険料・介護保険料の領収書等

▼印鑑

給与所得者でも税金が戻る場合があります

年末調整をした給与所得者でも、次の控除を受ける場合は、確定申告をすると源泉徴収された所得税が還付されます。
▼住宅借入金等特別控除／住宅ローンなどを利用して、住宅の新築や増改築などをし

対象となるのは次の人です
①農業・漁業・小売業・サービス業などを営む人
②給与の収入が2千万円を超える人
③給与を2力所以上の事業所から受けている人
④利子・配当・不動産・太陽光発電の余剰電力売却などの所得がある人
⑤公的年金等の所得がある人
※公的年金等の収入金額が400万円以下で、公的年金等以外の所得金額が20万円以下の人は所得税の確定申告は不要です。
ただし、各種控除を申告することにより、町道民税等の算定に影響する場合があります。

